

(令和2.4.10千葉簡裁)

緊急事態宣言下での支払督促事件の実施業務について（メモ）

4月13日（月）以降、緊急事態宣言終了までの間、支払督促事件についての実施業務は次のとおりとする。

第1 優先業務

- 1 郵便提出書面及び窓口提出書面の受付
- 2 支払督促申立て及び仮執行宣言申立ての立件
- 3 異議申立てについての処理
- 4 電話等の問合せ対応

第2 優先業務以外に実施する業務

- 1 支払督促正本の送達通知

※ 「仮執行宣言の申立てをすることができる時から30日以内」に申立てをしないと支払督促が失効するため、債権者に速やかに通知をする必要性が高い。

- 2 その他、再送達事務や不送達通知事務等について優先業務及び上記1の業務を行った上、余力があれば行う。

第3 実施しない業務

新件の支払督促の発付、仮執行宣言申立てに対する仮執行宣言は、行わない。

また、「宛所なし」又は「転居先不明」を理由とする不送達通知は行わない（※債権者が通知を受けた日から2か月以内に新しい送達場所の申出をしなければ取下げ擬制となるため。）。

以上